

## 第128号議案

### 島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「許可」の次に「又は法第23条の2の規定による流水の占用の登録」を加える。

第3条第1項第1号中「第23条又は第24条」を「第23条本文」に、「若しくは」を「の占用又は法第24条の規定による」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。